

委託業務共通仕様書

この仕様書は、業務委託に係る業務の共通事項を示すものであって、実施にあたっては誠意をもって行うものとする。

1. 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては関係法令を遵守すること。特に関係法令に定められた諸手続（許可・届出等）を遅滞なく行うものとする。

2. 責任者の指定

受託者は、受託対象の業務について、業務責任者正副1名（1名のみ配置の業務にあつては正のみ）を、配置した業務従事者の中から指定し委託者が当該受託対象物ごとに配置する監督員（以下「監督員」という。）に届け出ること。

3. 業務従事者の確保

受託者は、契約の履行を期するため業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

4. 服装・規律

受託者は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせること。

- ①勤務中は受託者制定の衣服を着用すること。
- ②勤務中は名札等により従事者の所属及び氏名等を明示すること。
- ③勤務中は礼儀正しく品行を慎み、応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴に渡る言動があつてはならない。
- ④所定の場所以外での喫煙、その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

5. 委託業務実施記録

受託者は、業務責任者に業務を実施した日の状況を記録させ、遅滞なく監督員に提出すること。

6. 異常又は事故報告

受託者及び業務責任者は、受託対象に異常を認めた場合は直ちに監督員に通報しなければならない。また、事故が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに監督員及び関係者に通報しなければならない。なお、受託者は事故の状況を記した書類を監督員を経由して藤枝市立総合病院に提出すること。

7. 委託業務実施上の留意事項

業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- ①火気の使用にあたっては十分注意すること。
- ②電気・ガス・水の使用にあたっては極力節約に努めること。
- ③水の使用又は機械器具等の使用により建物器物等に損害を与えないこと。
- ④衛生に留意すること。

8. 委託業務完了報告書

受託者は、業務履行後、委託業務完了報告書を提出し、確認を受けたうえで、委託料支払請求書に貼付すること。ただし、委託業務完了報告書と同主旨の作業報告書が受託者にある場合、藤枝市立総合病院の承認を得てこれに替えてもさしつかえない。

9. 委託業務の引き継ぎ

委託期間が終了し同様の委託業務を他の業者が受託した場合、受託者はその業者が円滑に業務を実施できるように引き継ぎを行うものとする。